

この計画で用いている用語の定義は、次のとおりである。

用語	解説
放射能	物質が放射線を出す性質又はその強さ。
放射線	電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離するものの。物質（放射性物質）から放出されるエネルギー。
放射性物質	放射線を出す性質のある物質の総称で、我が国の法令では核燃料物質と放射性同位元素に区分されている。
核燃料物質	ウラン、プルトニウム、トリウム等の核分裂の過程において、高エネルギーを放出する物質であって、原子炉の中で核分裂を起こす物質。
放射性同位元素 (放射性同位体)	同じ元素で質量数（陽子数と中性子数の和）が異なる同位体のうち、放射能を有するもので、ラジオアイソトープ（R I）ともいう。我が国の法令では、核燃料に用いられる放射性同位元素を「核燃料物質」に区分している。
I A E A	International Atomic Energy Agency 国際原子力機関 世界平和、健康及び繁栄のための原子力の貢献の促進増大や軍事転用されないための保障措置の実施を目的として、1957年に設立された国際機関で、本部はウィーンにある。
I C R P	International Commission on Radiological Protection 国際放射線防護委員会 専門的な立場から放射線防護に関する勧告を行う国際組織。
米国N E I	America Nuclear Energy Institute アメリカ原子力エネルギー協会
S P E E D I (スピーディ)	System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（スピーディネットワークシステム）
P A Z	Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径5 km。
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径30 km。
P P A	Plume Protection Planning Area 放射性物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。

放射性プルーム	気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団。
E A L	<p>Emergency Action Level 避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準となる緊急時活動レベル。 緊急時に想定される原子力施設の状態として定める。</p>
O I L	<p>Operational Intervention Level 主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準となる運用上の介入レベル。 緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定める。</p>
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する基準または施設の異常事象のことをいう。
軽水炉	<p>減速材に軽水（普通の水）を用いる原子炉で、沸騰水型原子炉（BWR）と加圧水型原子炉（PWR）に別れる。 アメリカで開発され、日本で商用稼動している原子力発電所は全て軽水炉。</p>
B W R	<p>Boiling Water Reactor 沸騰水型原子炉 原子炉の冷却水（一次冷却水）を沸騰させてできた蒸気を直接タービンに送り、発電する原子炉。 東京電力や中部電力などの原子力発電所が採用。</p>
P W R	<p>Pressurized Water Reactor 加圧水型原子炉 原子炉内で温度上昇させた高温・高圧の冷却水（一次冷却水）を蒸気発生器に送って、別の冷却水（二次冷却水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。 関西電力や九州電力などの原子力発電所が採用。</p>
F B R	<p>Fast Breeder Reactor 高速増殖炉 発電しながら消費した以上のプルトニウムを生成する原子炉で、冷却材として金属ナトリウムが採用される。</p>
A T R	<p>Advanced Thermal Reactor 新型転換炉 国産の炉形式（重水減速沸騰軽水冷却型（圧力管型））で、燃料集合体を封じ込めた圧力管の中で冷却水（軽水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。</p>
B q (ベクレル)	<p>放射能の量を表す単位。 1秒間に原子核が壊変（崩壊）する数を表す。</p>

G y (グレイ)	放射線のある物体に当てた場合、その物体が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。 1 kgあたり 1 J (ジュール) のエネルギーを吸収したときに 1 Gy となる。
S v (シーベルト)	人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものとして使われる単位。
c p m	Counts per minute 放射線測定器で 1 分間に測定された放射線の数を表す単位。
実効線量	放射線の全身への実効的影響を考慮した放射線の量。
等価線量	身体の各組織・臓器が受ける、生物学的影響を考慮した放射線の量。
安定ヨウ素剤	甲状腺への放射性ヨウ素の選択的集積を抑制するために服用する。原子力災害時に備え準備される安定ヨウ素剤には、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水に溶解し、単シロップを適当量添加したものや医薬品ヨウ化カリウムの丸薬がある。 なお、安定ヨウ素剤は副作用の可能性があり、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）は劇薬に指定されている。 また、安定ヨウ素剤の安定とは、放射性に対する用語で、放射性崩壊せず、したがって、放射線を放出しないということを意味している。
放射性セシウム	放射性物質の一つで、土壤に吸着しやすい性質を持つ。 セシウム ¹³⁷ の半減期は約 30 年。セシウム ¹³⁴ は約 2 年。
放射性ヨウ素	放射性物質の一つで、甲状腺に集まりやすい性質を持つ。 ヨウ素 ¹³¹ の半減期は 8 日間。
半減期 (物理的半減期)	壊変（放射性崩壊）によって、放射性核種の原子の数が半分に減少するまでの時間（期間）。

第1編 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある原子力災害等に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の不安を解消し、安心安全な市民生活を確保することにより、市の防災上の責務である市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、市内及び県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、江南市は予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）に含まれてはいないものの、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動搖や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかなければならない。原子力災害等は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられない特殊性はあるものの、的確に測定することは可能であることを考慮すると、あらかじめ、原子力緊急事態に際し、市及び県を始めとする関係機関が、どのような根拠で、どのような判断をし、どのような対応をするか、県民の理解を得る必要があり、市民の具体的な行動につながるような科学的根拠に基づく、明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に情報提供できるかが重要である。

第2節 計画の性格及び基本方針

地域防災計画－原子力災害対策編－

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、江南市防災会議が市の地域に係る防災計画として作成する「江南市地域防災計画」の「原子力災害対策計画」編として、市の役割を定めたもので、この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策計画」編、又は「地震災害対策計画」編によるものとする。
- (2) この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- (3) 市民の生命、身体及び財産を守るために、市及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成24年12月3日告示）を十分に尊重するものとする。

- (4) 江南市防災会議は、毎年、江南市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- (5) 原子力災害の特殊性から、甚大な被害となった場合、市域を越えた広域的な対応を必要とすることから、本市の隣接市と連携し協議を進め、各市の地域防災計画との整合を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、処理すべき事務等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策等
第4編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策等

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、市における地勢、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した災害は、次のとおりである。

(1) 放射性物質災害

放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の(2)に記載する核燃料物質等を除く。）の取扱いに係る災害をいう。

(2) 原子力災害

核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。）の事業所外の運搬中の事故による災害及び県外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害をいう。

なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次の表のとおりである。

原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要
浜岡原子力発電所	中部電力 株式会社	静岡県御前崎市佐倉	BWR : 5 基※ ¹
美浜発電所	関西電力 株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	PWR : 3 基
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	PWR : 4 基
高浜発電所		福井県大飯郡高浜町田ノ浦	PWR : 4 基
敦賀発電所	日本原子力発電 株式会社	福井県敦賀市明神町	BWR : 1 基 PWR : 1 基
高速増殖炉研究開発 センター(もんじゅ)	国立研究開発法 人日本原子力研 究開発機構	福井県敦賀市白木	FBR : 1 基
原子炉廃止措置研究 開発センター(ふげ ん)		福井県敦賀市明神町	ATR : 1 基※ ²

※1：浜岡原子力発電所の1号機及び2号機は廃炉措置作業中

※2：美浜発電所の1号機及び2号機は廃炉に向けた手続き中

※3：敦賀発電所の1号機は廃炉に向けた手続き中

※4：原子炉廃止措置研究開発センターふげんは、廃炉措置作業中であり、原子炉から燃料
体を搬出し、原子炉としての機能はない。

※5：これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を
計画の策定にあたり参考とした。

(附属資料)

第11-4 「県外の原子力発電所等の位置関係」

第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

(出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』)

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表1（1/2）にまとめる。

また、図1に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたE A Lの設定については、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

なお、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みの内容は、表2のとおりである。

2 運用上の介入レベル（O I L）

全面緊急事態に至った場合には、市民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国をはじめ関係機関が行う、緊急時モニタリングの測定結果を収集し、防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1（1/2）の後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された、又は予想される地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に市民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された、又は予想される地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。

		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
事態区分	警戒事態	要員参集 情報収集・連絡体制の構築			【避難】 要配慮者等の避難準備への協力
	施設敷地緊急事態	要員参集 情報収集・連絡体制の構築	住民等への情報伝達 今後の情報について 住民等へ注意喚起		【避難】 要配慮者等の避難受入れ 避難準備への協力
	全面緊急事態	要員参集 情報収集・連絡体制の構築	住民等への情報伝達		【避難】 避難の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 避難、一時移転、体表面除染の準備への協力
OIL	OIL1				【避難】 (近) 避難の実施 (遠) 避難の受入れ
	飲食物に係るスクリーニング基準		住民等への情報伝達		【飲食物摂取制限】 個別品目の放射性物質の濃度測定
	OIL4		住民等への情報伝達	スクリーニングの実施	【体表面除染】 体表面除染の実施
	OIL2		住民等への情報伝達		【一時移転】 (近) 一時移転の実施 (遠) 一時移転の受入れ
	OIL6		住民等への情報伝達	個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 飲食物の摂取制限の実施

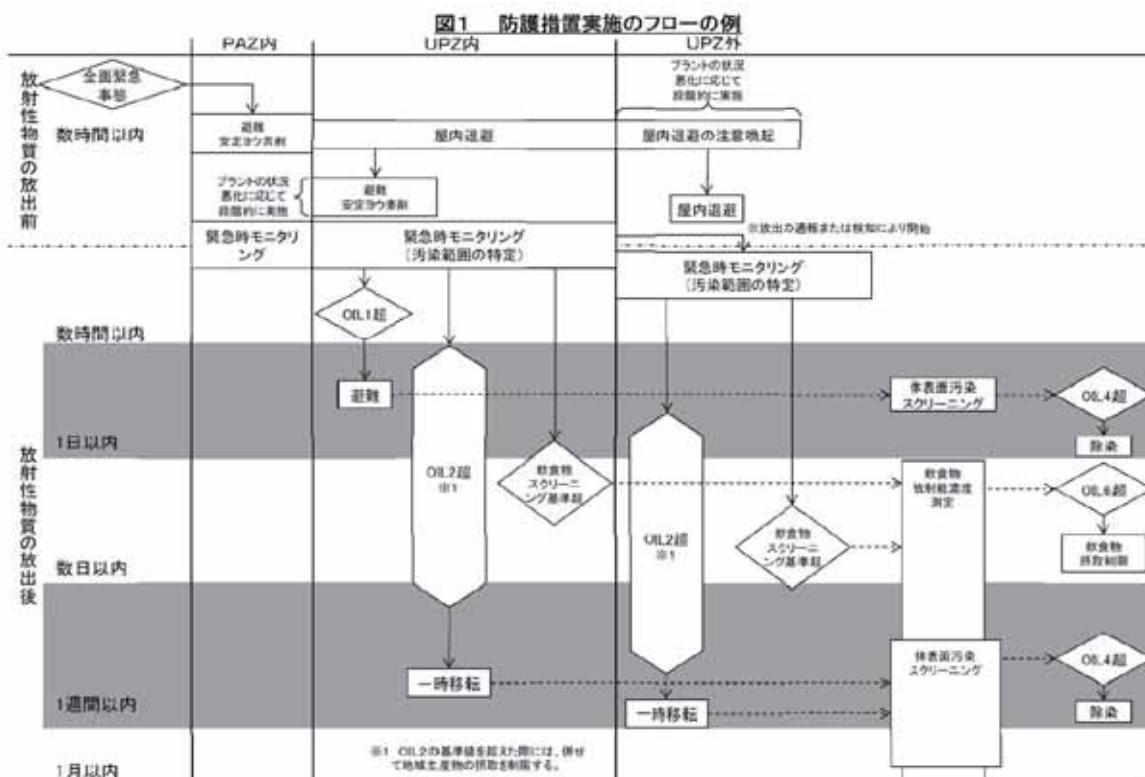


表3 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要	
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7} 放射性ヨウ素 放射性セシウム ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 300Bq/k g 200Bq/k g 1Bq/kg 20Bq/kg	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg ^{*8} 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg

※ 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1について緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参考しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した地点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、IAEAのGS G-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

第6節 市地域防災計画の作成又は修正

市防災会議は、原子力災害対策に係る市地域防災計画を地域の実情に応じて作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画において、原子力災害対策に係る計画を作成又は修正する場合は、この計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、市で地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第7節 今後の検討課題について

今後詳細な検討等が必要な事項については、付録に整理するとともに、引き続き検討を行い、原子力規制委員会の検討状況等も踏まえて、本計画に反映させることとする。

第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 江南市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 愛知県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において県域を越えた統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導・助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、市及び県の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市町村及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内容
市	(1) 原子力防災に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。 (3) 原子力防災に関する知識の普及、啓発を行う。 (4) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。 (5) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (6) 屋内退避、避難勧告・指示を行う。 (7) 健康被害防止に係る整備を行う。 (8) 放射性物質による汚染の除去への協力をを行う。 (9) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。 (10) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。 (11) 各種制限措置の解除を行う。 (12) 心身の健康相談体制の整備を行う。

2 県

機関名	内容
県	(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備を行う。 (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。 (3) 環境放射線モニタリングを実施する。 (4) 原子力防災に関する知識の普及、啓発を行う。 (5) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。 (6) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (7) 健康被害防止に係る整備を行う。 (8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (9) 放射性物質による汚染の除去への協力をを行う。 (10) 緊急輸送体制を確保する。 (11) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。 (12) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。 (13) 各種制限措置の解除の指示を行う。 (14) 心身の健康相談体制の整備を行う。
県警察	(1) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (2) 交通管理体制の整備を行う。 (3) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛けを行う。 (4) 県民等への情報伝達活動を行う。 (5) 警察庁等への通報を行う。 (6) 交通規制及び緊急輸送の支援を行う。

	(7) 社会秩序の維持を行う。
--	-----------------

3 指定地方行政機関

機関名	内容
中部管区警察局	(1) 事故の発生に係る警察庁等への通報を行う。 (2) 広域交通規制の調整を行う。
東海財務局	原子力緊急事態宣言が発せられた場合の応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
東海農政局	(1) 農業への影響に関する情報等の収集・連絡を行う。 (2) 応急用食料の供給体制の整備を行う。
中部運輸局	輸送手段調達のあっせん、輸送確保のための連絡調整を行う。
第四管区海上保安本部	(1) 情報の収集及び海上保安庁等への通報を行う。 (2) 海上における環境放射線モニタリングへの支援を行う。 (3) 現場海域への入域制限及び人命救助を行う。 (4) 周辺海域の在船舶等に対する情報の周知を行う。
名古屋地方気象台	放射能影響の早期把握に資する防災気象情報の県への提供を行う。
愛知労働局	(1) 事故等の発生に係る厚生労働省への通報を行う。 (2) 事業者に対する労働者退避等措置の指示を行う。

4 自衛隊

機関名	内容
自衛隊	災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。 なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。 (1) 被害状況の把握を行う。 (2) 緊急時モニタリングの支援を行う。 (3) 人員及び物資の緊急輸送を行う。

5 指定公共機関（原子力事業者を除く）

機関名	内容
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力をを行う。
西日本電信電話	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。

<p><u>株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミニュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社</u></p>	
--	--

6 指定地方公共機関

機関名	内容
一般社団法人愛知県トラック協会	原子力災害対策用物資の輸送に関し協力を行う。
各鉄道事業者	東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

7 原子力事業者

機関名	内容
中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力防災体制の整備を行う。 (2) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備を行う。 (3) 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検を行う。 (4) 原子力防災教育を実施する。 (5) 原子力防災訓練を実施する。 (6) 関係機関との連携を行う。 (7) 災害状況の把握及び県への情報伝達・報告を行う。 (8) 応急措置を実施する。 (9) 緊急事態応急対策を行う。 (10) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。

第2編 災害予防

第1章 放射性物質災害予防対策

■ 基本方針

- 放射性物質災害が発生した場合に備え、資機材等の整備、保有状態の把握、医療機関の把握等により、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置	
市	第1節 放射線防護資機材等の整備	
	第2節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握	
	第3節 被ばく医療機関の把握	
防災関係機関	第4節 災害に関する知識の習得及び訓練等	

第1節 放射線防護資機材等の整備

市は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

第2節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。

第3節 被ばく医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に被ばく医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉市稻毛区）等の県外の被ばく医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。

第4節 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

第2章 原子力災害予防対策

■ 基本方針

- 核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備等、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
市	<u>第1節</u> 情報の収集・連絡体制等の整備 <u>第2節</u> 原子力防災に係る専門家との連携 <u>第4節</u> 避難所等の確保 <u>第5節2</u> 可搬型測定機器の取扱の習熟 <u>第7節</u> 健康被害防止に係る整備 <u>第8節</u> 風評被害対策 <u>第9節</u> 市民等への的確な情報伝達体制の整備 <u>第10節</u> 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発 <u>第11節</u> 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施
県	<u>第5節1</u> 環境放射線モニタリングの実施 <u>第7節4</u> スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整 <u>第12節</u> 県外からの避難者の受入に関する事前調整
原子力事業者	<u>第3節</u> 防災対策の実施
県警察	<u>第6節</u> 緊急輸送態勢の確保

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、隣接県、市、原子力発電所等が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関と核燃料物質等や原子力災害に関する原子力防災の基礎知識の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 県と関係機関相互の連携体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。

第2節 原子力防災に係る専門家との連携

1 専門家の派遣要請の手続きの確認

市及び県は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第3節 防災対策の実施

原子力事業者は、以下の原子力災害予防対策を行う。

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 原子力防災組織の運営
- (3) 輸送容器周辺の放射線量の把握
- (4) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備
- (5) 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備
- (6) 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検
- (7) 原子力防災教育の実施
- (8) 原子力防災訓練の実施
- (9) 関係機関との連携

第4節 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。

なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくものとする。

さらに、市は、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

第5節 環境放射線モニタリングの実施等

1 環境放射線モニタリングの実施

県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、本県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。）について、環境調査センターを始め県内5か所において実施し、その結果について同庁に報告するとともに、ウェブページで公表を行う。

2 可搬型測定機器の取扱の習熟

市及び県は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じて、その習熟に努める。

第6節 緊急輸送体制の確保

県警察は、緊急時の応急対策に関する交通規制を円滑に行えるよう、緊急通行車両の事前届出の推進に努める。

第7節 健康被害防止に係る整備

1 被ばく医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、市内及び県内に被ばく医療機関が存在しないため、市は県と連携し、あらかじめ専門医を置く独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉市稻毛区）等の県外の被ばく医療機関の連絡先を把握する。

2 放射線防護資機材等の整備

市は必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市及び県は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めることとする。

4 スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整

市及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、実務主体の調整を図る。

5 医療総括責任者の配置

県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う医療総括責任者をあらかじめ定めておく。

第8節 風評被害対策

- (1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努めることとする。
- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。
- (3) 市及び県は、県民及び市民等に対し、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、第9節に定める知識の普及と啓発を行う。

第9節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。

- (2) 市は、市民の的確な行動につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。
- (3) 市は、国、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- (5) 市は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第10節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためにには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、市民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 市及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- (4) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

市及び県は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には4原子力事業者に協力を求める。

第12節 県外からの避難者の受入に関する事前調整

県は、避難元都道府県の要請に基づき、県外からの避難者の受入れが円滑に行われるよう、事前に受入れ体制の調整に努めるものとする。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（江南市における組織の動員配備）

■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条の2、又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置	
市	第1節	災害対策本部の設置・運営
	第2節	原子力防災業務関係者の安全確保
	第3節	職員の派遣要請

第1節 災害対策本部の設置・運営

市は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を發揮し災害応急対策を行う。

1 非常配備体制（江南市災害対策本部）

市長は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として、本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。

(1) 本部

ア 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに江南市災害対策本部条例及び江南市災害対策本部要綱に定めるところによる。

イ 本部の設置及び廃止

本部は、次の区分により設置し、災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

(ⅰ) 内閣総理大臣により、江南市域において原子力緊急事態宣言が発表されたとき。

(ⅱ) 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(イ) 市の地域に小規模又は相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。

ウ 本部の非常配備基準

本部の活動体制の確立のためには、市職員の動員配備体制を確立することが最も重要である。

市は、次の基準によりあらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努めなければならない。

(ア) 第1非常配備

a 緊急事態区分（警戒事態）及び緊急事態区分（施設敷地緊急事態）の事象が発生したとき。

b ごく小規模の災害が発生したとき。

c 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第10条の事象が発生したとき。

(イ) 第2非常配備

a 緊急事態区分（全面緊急事態）の事象が発生したとき。

b 小規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。

c 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、市域に災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。

(オ) 第3非常配備

a 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が悪化し、大規模な災害が発生し、市域に重大な災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。

b 大規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき。

エ 本部の標識等

本部の標識の種別は次のとおりとする。

(ア) 標示板

本部を設置したときは、標示板を防災センター玄関前に掲示する。

(イ) 標旗

防災活動に使用する自動車は、標旗を取り付ける。

(オ) 腕章等

防災活動に従事する職員は、あらかじめ貸与された防災服その他の装備及び腕章を着用する。

(2) 非常配備の分担任務及び動員数

非常配備における分担任務及び各段階における動員数は、別表第1、別表第2及び別表第3による。

(3) 非常配備の編成

ア 非常配備の区分

職員の非常配備の編成は、次の配備内容を基準に、あらかじめ各課等の長は第1非常配備から第3非常配備における担当職員を定め、別に掲げる様式第1により防災安全課長へ

報告するものとする。

(7) 第1非常配備の配備内容

災害が発生するおそれがあり、今後の状況の推移に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときで、当該災害に関する組織の少數の人員をもって災害応急対策を推進する体制。

(8) 第2非常配備の配備内容

相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときで、当該災害に関する組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制。

(9) 第3非常配備の配備内容

大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときで、全組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制。

イ 各課等の非常配備計画

各課等の長は、あらかじめ非常配備体制の配備内容に対処する非常配備要員（以下「配備要員」という。）及び非常配備伝達の系統を定め、所属職員に周知しておかなければならない。

ウ 職員の非常登庁

(1) 災害対策に關係の深い各課等の職員は、勤務時間外においても災害が発生するおそれがあるときは、以後の状況の推移に注意し、指令を待つことなく自己の判断により速やかに所定の場所に参集しなければならない。

(2) 道路等の損壊等により、定められた災害応急対策活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策に従事する。

a 通信連絡により所属長又は本部の指令を受ける。

b 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、避難場所に参集する。

(4) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

(6) 非常配備の伝達

非常配備の伝達は、次に掲げる系統により行うものとし、時間外における伝達は、あんしん・安全ねっと、第1非常配備要員等を通じて行うものとする。

ア 勤務時間内の伝達

防災安全課は、府内放送、あんしん・安全ねっと、電話又は無線により地震の情報及び非常配備の種別を伝達する。

2 市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、

警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

3 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市において災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

（附属資料）

- ・ 第2-1 「江南市災害対策本部標識等」
- ・ 第13-2 「江南市災害対策本部条例」
- ・ 第13-3 「江南市災害対策本部要綱」
- ・ 第13-4 「江南市災害対策本部員会議運営要領」

第2節 原子力防災業務関係者の安全確保

市、県及び防災関係機関は必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。

第3節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条、原子力災害対策特別措置法第10条）

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、市長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段に規定する事象が発生した場合は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事務所外運搬にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対し、その事態の把握のため専門知識を有する職員の派遣を要請することができる。

2 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

災害対策基本法第29条の規定による職員の派遣について、知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し、市長は、知事に対してあっせんを求めることができる。

第2章 放射性同位元素取扱事業所等における

放射性物質災害発生時の応急対策

■ 基本方針

- 放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、市民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
市	第1節 1 事故等の発生に係る県への通報 第2節 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置 第3節 消防活動（消火・救助・救急） 第5節 広報活動の実施 第6節 医療関係活動
県警察	第1節 2 事故等の発生に係る警察庁等への通報 第2節 2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 第4節 広報活動の実施 第5節 交通の確保

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 事故等の発生に係る県への通報

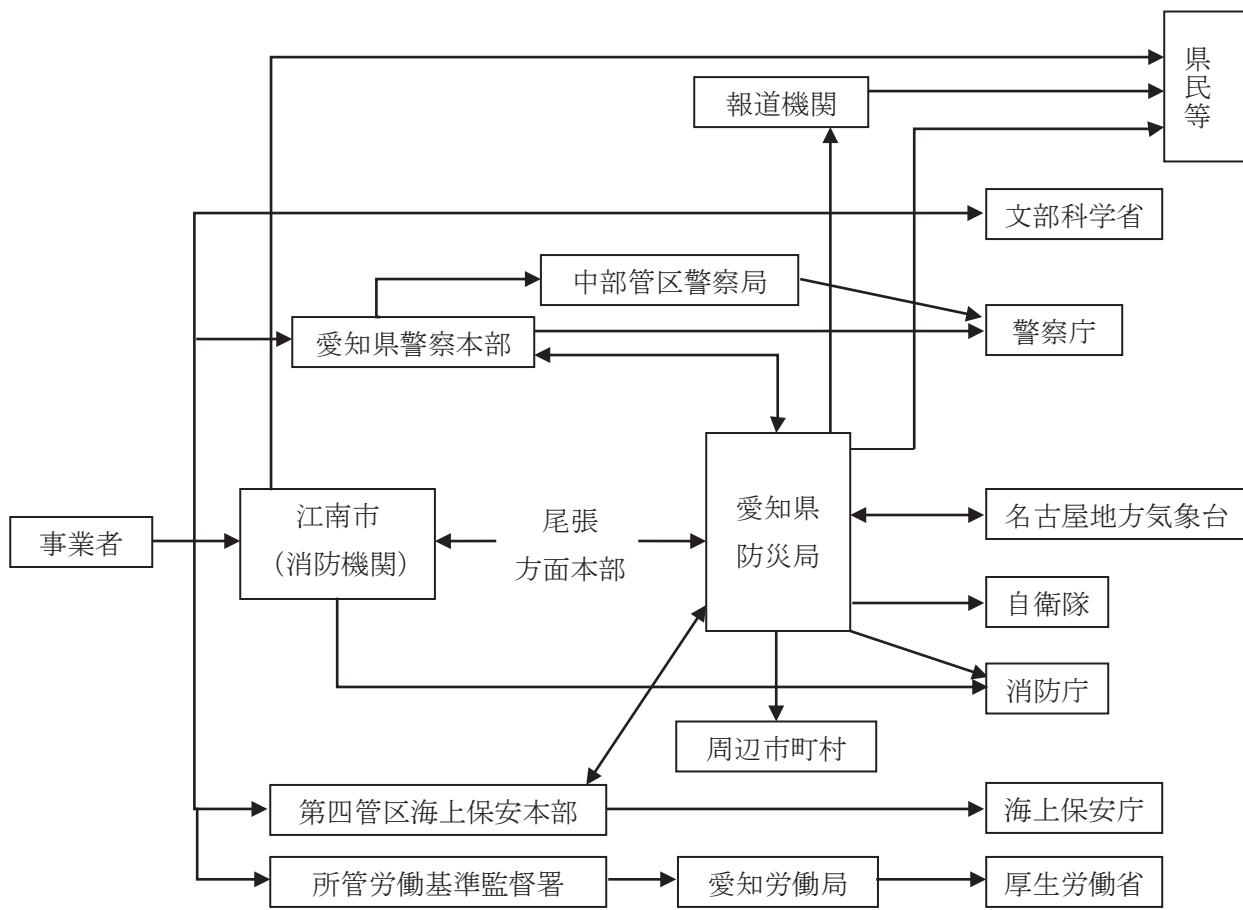
市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。

2 事故等の発生に係る警察庁等への通報

県警察は、事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ事故等の発生について、直ちに通報するものとする。

3 情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。



第2節 警戒区域の設定及び住民等の立ち入り制限、避難誘導等の措置

1 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置

市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

市は、県警察と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

第3節 消防活動（消火・救助・救急）

市（消防機関）は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

第4節 広報活動の実施

市及び県警察は、協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

また、市は県に要請し、必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

第5節 交通の確保

交通規制の実施

県警察は、必要に応じて交通規制を実施する。

第6節 医療関係活動

- (1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

(附属資料)

- ・ 第5-3 「放射性物質保有事業所」

第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

■ 基本方針

- 核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、次の対策をとるものとする。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
市	<p>第1節 1 事故の発生に係る県等への連絡</p> <p>第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請</p> <p>第4節 原子力災害合同対策協議会への出席</p> <p>第5節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示</p> <p>第6節 市民等への的確な情報伝達</p> <p>第7節 医療関係活動</p> <p>第8節 消防活動（消火・救助・救急）</p> <p>第9節 1 自衛隊への災害派遣要請</p>
県	<p>第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請</p> <p>第3節 1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第4節 原子力災害合同対策協議会への出席</p> <p>第10節 汚染された食品等の流通防止</p>
県警察	<p>第1節 2 事故の発生に係る警察庁等への通報</p> <p>第5節 2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け</p> <p>第6節 1 県民等への情報伝達活動</p> <p>第11節 交通規制の実施</p>
自衛隊	第9節 2 災害派遣要請に基づく活動
西日本電信電話株式会社、 <u>エヌ・ティ・ティ・コミュ</u> <u>ニケーションズ株式会社、</u> KDDI株式会社、株式会 社NTTドコモ、 <u>ソフトバ</u> <u>ンクモバイル株式会社</u>	第12節 輻輳対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 事故の発生に係る県等への連絡

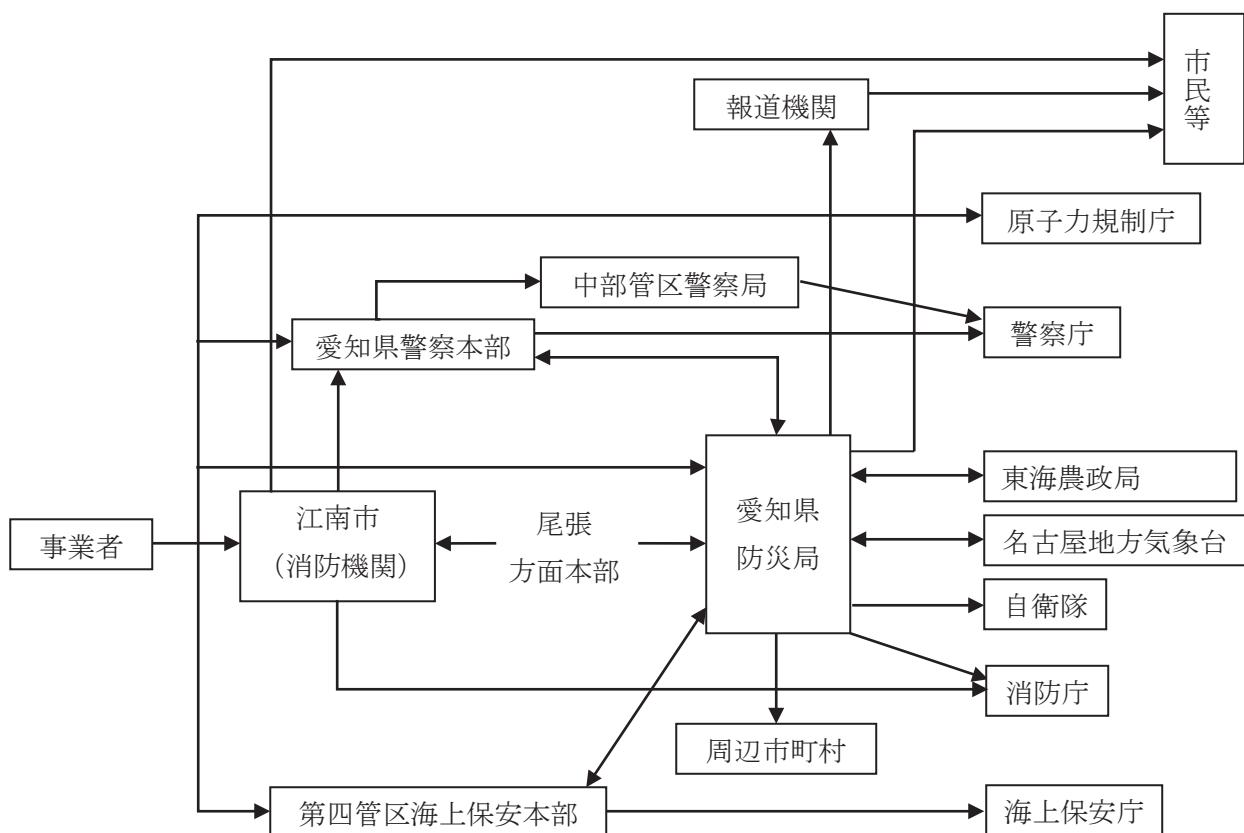
市は、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

2 事故の発生に係る警察庁等への通報

県警察は、事業者等から事故の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ直ちに通報する。

3 伝達系統

事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請

市及び県は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。

第4節 原子力災害合同対策協議会への出席

市及び県は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

第5節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示

1 避難勧告・指示

市長は、必要に応じて避難勧告・指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。

2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

市は、県警察と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

第6節 市民等への的確な情報伝達

1 市民等への情報伝達活動

市及び県警察は、連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、市は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第7節 医療関係活動

- (1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第8節 消防活動（消火・救助・救急）

市（消防機関）は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

第9節 自衛隊への災害派遣要請等

1 自衛隊への災害派遣要請

市は、県に自衛隊の災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請に基づく活動

自衛隊は、災害派遣要請に基づき、モニタリングの支援、被害状況の把握、避難援助、応急医療、救護、人員及び物資の緊急輸送、その他を行うものとする。

第10節 汚染された食品等の流通防止

県は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム※1
一般食品	100ベクレル／kg
乳児用食品※2	50ベクレル／kg
牛乳※3	50ベクレル／kg
飲料水	10ベクレル／kg

※1 新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。

放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。

セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※2 乳児用調整粉乳やベビーフードなど、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含む。

※3 低脂肪乳、加工乳及び乳飲料などは、「牛乳」の区分に含む。

第11節 交通の確保

交通規制の実施

県警察は、必要に応じて交通規制を実施する。

第12節 輻輳対策

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、NTTドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策

■ 基本方針

- 4原子力事業者において異常が発生し、市に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害時に市外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
県	<u>第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u> <u>第7節 放射性物質による汚染の除去への協力</u> <u>第9節 2 汚染された食品等の流通防止</u> <u>第11節 風評被害等の影響の軽減</u>
市	<u>第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</u> <u>第3節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定</u> <u>第4節 市民等への的確な情報伝達</u> <u>第5節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</u> <u>第6節 医療関係活動</u> <u>第7節 放射性物質による汚染の除去への協力</u> <u>第9節 1 農林水産物の採取及び出荷制限</u> <u>第11節 風評被害等の影響の軽減</u> <u>第13節 市外からの避難者の受入れ</u>
水道事業者等	<u>第2節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定</u>
県警察	<u>第5節 1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</u> <u>第8節 緊急輸送・交通の確保</u> <u>第10節 治安の確保</u>
自衛隊	<u>第5節 2 広域避難活動</u>
各鉄道事業者	<u>第5節 2 広域避難活動</u>
防災関係機関	<u>第7節 2 放射性物質による汚染の除去への協力</u>
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株	<u>第12節 輻輳対策</u>

式会社、KDDI株式会社 社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社	
---	--

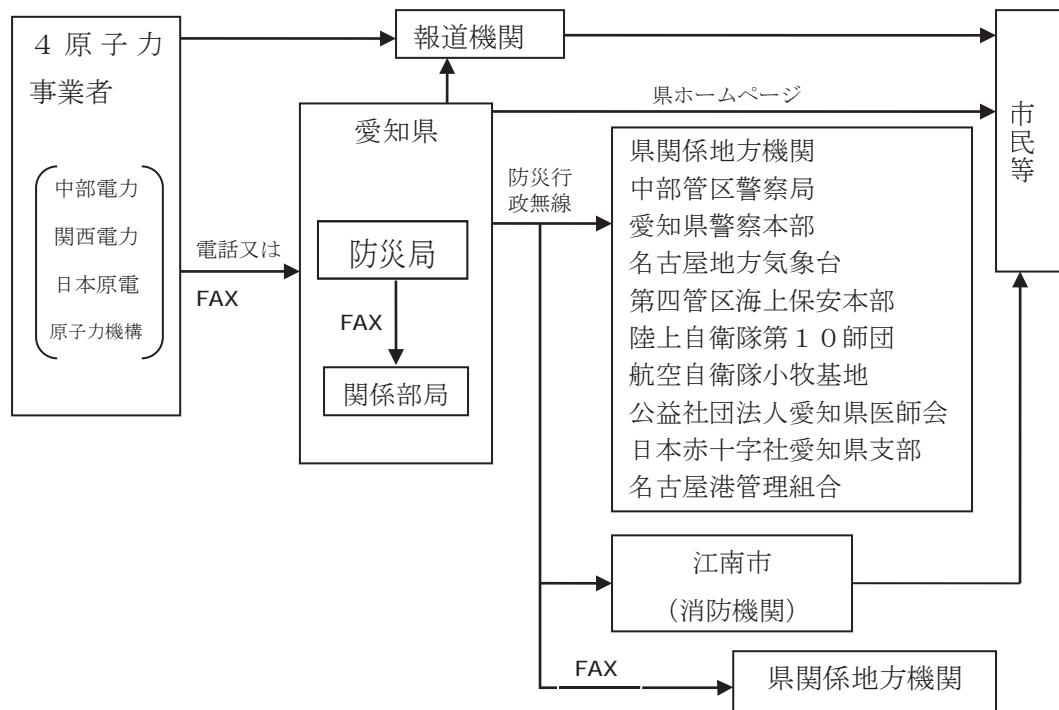
第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 市内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市が行う応急対策について協議する。

2 情報の伝達系統

4原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。



第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

(1) 県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。

また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。

- (2) 県は、モニタリング結果の公表にあたっては、県民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。

第3節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

市及び水道事業者等は、O I Lの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第4節 市民等への的確な情報伝達

1 市民等への情報伝達活動

市は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や防災関係機関と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、市は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第5節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

- (1) 市及び県は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動
- ウ 防災行政無線や広報車等による広報活動
- エ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- オ ホームページ、あんしん・安全ねっとの活用による情報提供

- (2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

- ア 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。

必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

(3) 県警察は、市が上記(2)の措置を講ずる場合、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

2 広域避難活動

- (1) 国等からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた市（以下「要避難市」という。）は、県及び他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (2) 要避難市は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、避難させる。
- (3) 要避難市からの要請に基づき避難者を受け入れる市は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (4) 各鉄道事業者は、県及び市町村と連携し、避難者の輸送を行う。
- (5) 自衛隊は、状況により県及び市町村と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

第6節 医療関係活動

- (1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 市及び県は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第7節 放射性物質による汚染の除去への協力

市及び県その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的・社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

第8節 緊急輸送・交通の確保

緊急輸送の支援

- (1) 県警察は、被害の状況及び緊急性を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を

行う。

- (2) 県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援に努めるものとする。

第9節 飲料水・食品等の摂取制限等

1 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

2 汚染された食品等の流通防止

県は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム※1
一般食品	100ベクレル／kg
乳児用食品※2	50ベクレル／kg
牛 乳※3	50ベクレル／kg
飲 料 水	10ベクレル／kg

※1 新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち半減期が1年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。

放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※2 乳児用調整粉乳やベビーフードなど、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含む。

※3 低脂肪乳、加工乳及び乳飲料などは、「牛乳」の区分に含む。

第10節 治安の確保

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

第11節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

第12節 輻輳対策

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、及び株式会社NTTドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

第13節 市外からの避難者の受入れ

1 避難者の受入れ

県外からの避難者の受入れは、避難元都道府県と調整した避難計画等によることとするが、それによりがたい場合には、次の対応を行う。

- (1) 緊急的な一時受入れ
 - ア 県と連携し、必要に応じて市の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。
なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。
 - イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。
- (2) 短期的な避難者の受入れ
 - ア 市は、県と連携し、被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、市の施設で対応する。
 - イ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。
- (3) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ
 - ア 市は、県と連携し、必要に応じて避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。
 - イ 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。
 - ウ 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

2 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市は、県と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- (2) 市は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。

第4編 災害復旧

■ 基本方針

- 本編は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき市の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

■ 主な機関の措置

機関名	主な措置
県	第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
	第2節 放射性物質による汚染の除去への協力
	第3節 各種制限措置の解除
	第5節 風評被害等の影響の軽減
市	第2節 放射性物質による汚染の除去への協力
	第4節 心身の健康相談の実施
	第5節 風評被害等の影響の軽減
	第7節 災害地域に係る記録等の作成
県警察	第6節 復旧・復興事業からの暴力団排除
防災関係機関	第2節 放射性物質による汚染の除去への協力

第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、状況に応じて第3編第4章第2節に規定する環境放射能調査におけるモニタリングの強化体制を継続し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。

第2節 放射性物質による汚染の除去への協力

市及び県その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的・社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

第3節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 心身の健康相談の実施

市及び県は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。なお、必要な場合には事業者に協力を求めることができる。

第5節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国、県、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。
- (3) 市及び県は、国、県、関係団体等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配慮を行うこととする。

また、農林水産物、工業品等の輸出支援の実施のため、外国政府等に対し、適切な情報提供を行い、冷静な対応を要請するものとする。

第6節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第7節 災害地域に係る記録等の作成

市は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。